

山梨県畜産共進会開催費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山梨県内の畜産の振興を図るため、種畜能力と、畜産物の品質及び畜産農家の生産意欲の向上を目的として、県下全域又はそれ以上の地域を対象とする畜産共進会の開催等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象経費及びその補助率)

第2条 交付の対象とする経費及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(申請手続)

第3条 事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは補助事業の目的及び内容、補助金の額、経費の配分を記載した補助金交付申請書（様式第1号）に、収支予算書等を添付して、開催日又は出品する日の1ヶ月前までに知事に提出するものとする。

(補助金交付の条件)

第4条 補助金を交付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれかの低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第5条 事業主体は、補助事業が完了した日若しくは事業の廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日、又は翌年度の4月10日のいずれか早い日まで、実績報告書（様式第3号）に収支決算書その他知事が必要と認める書類を添付して知事に提出するものとする。

(補助金の交付)

第6条 この補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めた場合は概算払いをすることができる。

2 補助金の概算払いを受けようとする事業主体は、補助金概算払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第7条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附則 この要綱は、平成15年 9月 1日から施行する。

附則 この改正は、平成28年 4月 1日から施行する。

附則 この改正は、平成30年 6月 1日から施行する。

附則 この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

別表

区分	補助対象経費	補助率
県下全域又はそれ以上の地域を対象とする畜産共進会の開催又は出品経費	<ol style="list-style-type: none">1 報償費（審査員謝礼等）2 旅費（審査員旅費等）3 需要費（消耗品費、印刷製本費、食糧費等）4 役務費（通信運搬費、手数料、保険料等）5 使用料及び賃借料6 負担金（参加費、出品手当金等）	補助対象経費の3分の1以内

山梨県知事 殿

事業実施主体長名 印

山梨県畜産共進会（ 共進会）開催費等
補助金交付申請書

〇〇年度において、次のとおり { 共進会を開催 } したいので、山梨県畜産共
{ 共進会に出品 }
進会開催費等補助金交付要綱第3条の規定に基づき、補助金 円の交
付を申請する。

1 事業の目的

2 事業の内容

- (1) 共進会名
- (2) 開催期日
- (3) 開催場所
- (4) 参加区域
- (5) 主催者の名称及び構成
- (6) 出品区分及び頭数
- (7) 褒賞区分

3 補助事業に要する経費及び負担区分

区 分	補助事業に 要する経費	負 担 区 分			備 考
		県補助金	自己負担金	そ の 他	
	円	円	円	円	

4 添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) 当該共進会に係る開催要領等
- (3) その他知事が必要と認める書類

山梨県知事 殿

事業実施主体長名 印

山梨県畜産共進会（ 共進会）開催費等
補助金変更（中止・廃止）承認申請書

〇〇年〇〇月〇〇日付け畜〇第〇〇－〇〇号で交付決定のあった山梨県畜産共進会（ 共進会）開催費等補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、山梨県畜産共進会開催費等補助金交付要綱第4条の規定に基づき申請する。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）事業の内容

（注）1 以下様式第1号に準じて記載すること。ただし、経費の配分及び負担区分に変更があった場合には、変更前と変更後が容易に比較対照できるよう二段書きとし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

2 添付資料については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。なお、収支予算書に変更があった場合には、変更前と変更後が容易に比較対照できるように記載すること。

山梨県知事 殿

事業実施主体長名 印

山梨県畜産共進会（ 共進会）開催費等
補助金実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付け畜〇第〇〇－〇〇号で交付決定のあった山梨県畜産共進会（ 共進会）開催費等補助金について、次のとおり実施したので、山梨県畜産共進会開催費等補助金交付要綱第5条の規定に基づき報告する。

- (注) 1 以下様式第1号に準じて記載すること。なお、経費の配分及び負担区分に軽微な変更があった場合には、変更前と変更後が容易に比較対照できるよう二段書きとし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。
- 2 添付資料については、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったもの、収支決算書、その他知事が必要と認める書類について添付すること。なお、収支決算書については、予算額と精算額が容易に比較対照できるように記載すること。
- 3 口座振替の振込金融機関名、預金種別、口座名、口座番号等を記載したものを添付すること。

様式第4号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体長名 印

山梨県畜産共進会（ 共進会）開催費等
補助金概算払請求書

〇〇年〇〇月〇〇日付け畜〇第〇〇－〇〇号で交付決定のあった山梨県畜産共進会（ 共進会）開催費等補助金について、次のとおり概算払を請求する。

記

1 概算払請求額

2 内訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ①－②＝③	今回概算請求額 ④	備考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

(1) 現金 指定金融機関名

(2) 口座振替 振替先銀行名

口座名

預金種別（当座・普通）

No.